

令和6年度 第3回障害者施策推進協議会

日時：令和7年2月12日（水） 午後2時～午後4時

場所：埼玉県県民健康センター 大会議室C

出席：佐藤委員、遅塚委員、岩崎委員、万谷委員、下重委員、羽生田委員、田島委員、川津委員、大井田委員、石橋委員、山中委員、東海林委員、小材委員、荒井委員、金井委員、栗原委員 16名

欠席：菊池委員、松本委員、田中委員、植村委員 4名

石井副課長）

ただいまから、令和6年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を開催いたします。

私は障害者福祉推進課副課長の石井と申します。

本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち16名の方に御出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開としております。本日は3名の方が傍聴をしております。

それでは会議に移らせていただきます。

初めに、障害者福祉推進課長から御挨拶をさせていただく予定でしたが、本日課長の茂木が所用により欠席のため、私から代読とさせていただきます。

埼玉県障害者施策推進協議会の開催にあたりまして、障害者福祉推進課長に代わり一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはお忙しいところ御出席いただきまして感謝申し上げます。

また、本県の障害者施策の推進に当たりまして、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度の本協議会は、6月と10月に2回の協議会、さらには7月と11月、年明けの1月の計3回のワーキングチームにおいて、大変活発に御議論いただきました。

本日はこれまで御議論いただきました結果をワーキングチームのリーダーから御報告いただき、協議会全体で共有いただくとともに、さらに議論を深めていただきますようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ワーキングチームからの報告や県からの説明事項について、それぞれの立場から御意見を賜りたいと存じます。

令和8年度における次期計画の策定に繋がる非常に大切な内容でございます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本日の協議会が実り多いものとなることを祈念申し上げまして、挨拶をさせていただきます。

障害者福祉推進課長挨拶の代読でございます。

それでは議事に入ります前に、本日お配りした資料を確認させていただきます。

資料としましては、次第、そして座席表、名簿等ございますが、この資料そのものとしましては、次第の後ろにある配布資料として資料1、第8期埼玉県障害者支援計画の策定に向けた検討課題、資料2、同じく障害者支援計画の策定に向けた今後の進め方について（案）、そして、連絡事項といたしまして、資料3、工賃関係資料、その他として規則と委員名簿がございます。資料等足りない方は、いらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

本会議規則第6条第1項により、議長を会長をお願いいたします。

それでは佐藤会長をお願いいたします。

佐藤会長)

皆さん改めましてこんにちは。

年も改まって、任期の方たちは、最後の会議になるかと思えますけれど、これまでのワーキングでの協議も踏まえて、どうぞよろしく願いいたします。

それでは本協議会の規則、規定のところの第9条第2項の規定により、議事録署名の関係を指名させていただきたいのですが、今日、御出席の万谷委員さんと、あと下重委員さん。お2人に議事録署名をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは今日の議事2つ、その他連絡事項とありますけれど、中心になるのは今申し上げたようにワーキングチームで、これまで3回の年改まってからも皆さんのところ、それぞれのところで協議をしてきてくださっていると思います。

このワーキングチームの検討結果の報告について、まずABCそれぞれのチームリーダーから御報告をいただきたいと思えますので、まずは私の方からAのところから話をさせていただきたいと思えます。

資料の方では資料1として本日用意していただいた第8期埼玉県障害者支援計画の策定に向けた検討課題として、ABCそれぞれ入っております。

その中で私の方はAチームの方を預らせていただいておりますので、年が改まったのところでは1月14日に福祉部の会議室を使わせていただいて、大井田委員、石橋委員、山中委員、私、そして他のチームから下重委員さんが参加されて、ワーキングの方を進めさせていただきました。

当初から障害理解差別解消の推進ということで、障害者への理解促進として、障害の特性を理解すること、そして差別解消に向けて特に社会モデルの理解を促進する、こうした必要性を基本としながら取り組んで参りました。

特に第3回においては、BチームCチームからAチームに関するような内容も示していただいていたので、それらのことも含めて検討する時間にさせていただきました。

その1つとして、障害理解差別解消の推進というところですけど、本県、心のバリアフリーブックハンドブックが作られています。

また啓発動画、これはまたリニューアルするものを今作っているというところでもあります。すでに前のものは見ることができますが、そうした媒体を上手に生かしながら啓発していくということがとても大事だろうということを確認しています。

特に先ほど申し上げたような社会モデルの考え方、また一般の方たちに十分理解されているというところではまだない、ということもありますので、そうしたものの理解をしていただくことと、これまでのような大まかな障害というところで見ただけではなくて、その障害の多様性、あとは障害の様態や支援のあり方について、これについても一人一人異なるということへの理解が必要などころになってきているというところ、人としての理解、そして人として対等に接することへの理解、こうしたものを促進していくことが重要になるというところを確認をしています。

そういう意味では、こちらのAのところから示させていただいた彩の国いろどりライブラリーの活用が始まりましたので、こうしたものを積極的に活用していくことが、本期それからまた次期に向けて推進されることが望ましいというところ、以下4つの点が大事ではないかということを確認しています。

まずその1つ目ですが、学校教育、特にこうした障害の部分ですと、特別支援の家庭との直接的な関わりを持っていますが、やはり一般の児童等に伝えていくことの重要性を改めて確認し、学校教育、特に義務教育課程における障害理解の促進をしていくことが1つ重要ではないか、ということ。

そして2つ目としては、児童生徒及び教職員に対する障害理解を深めていくことが必要ということ。

そして3つ目として、そのための県教育委員会、県教育局及び市町村の教育委員会に協力を働きかけていくこと。

これは彩の国いろどりライブラリーの仕組図で記しているのですが、そうしたことをきちっと進めていく上では、こちらで進めている協議会のようなところにも、教育局の協力が必要になってくるだろうということを確認しました。

また4つ目としては、ステレオタイプの障害理解にならないように、障害理解を促進していく。

そういう意味では先ほど申し上げたような障害の多様性を認識しながら対等な人として接する態度、相手への気配りができるような人間理解を育むということが重要になってきている、という確認をしています。

また、こうしたことを進める上ではやはり座学の学習だけではなく、体験学習を含む学習の機会を充実し、学校教育並びに一般の方たち、そういう意味では生涯学習のようなところで、推進できるようにしていくということ、また民間事業者への合理的配慮の提供が義務化されたところから、児童生徒に対しては、多様な障害のある方たちの、直接的に関わる機会を体験的に進められるような促進の場が必要になってくる。

こういう意味でも義務教育課程と協力をしてもらって進めることが重要になってきているのではないかという確認です。

また一般の社会人の方たちに対しては、まずは行政機関や学校、警察、あるいは銀行、そうした様々な生活に関わるようなところ、あるいは企業の社員の方たちへの障害理解について、学ぶ機会を提供していくことが必要になってくるだろうという確認をしています。

まずその多様性というところでさっき申し上げましたが、障害といっても様々な障害がありますので、そういう意味ではそれらの合理的配慮の提供については、具体的な事例をより収集整理して、さらなる障害理解の促進を周知していくことが望ましいということで、後程のページの中でも記されているのですが、特に民間事業者における合理的配慮の取り組みが、どのようになされているのか、こうしたものは次期計画を作っていくところに向けて、そうした実態の調査をして検討していく必要があるのではないかということを確認しています。

そしてもう1つのところでは、これはBの方から少し御意見が出ていた内容なんですけれど、入院時介助保障についての意見ということが出て、それらについてどのようにするか、これらも少し資料の中でいくつか記してはいるのですが、ある意味厚労省の方でもこうした合理的配慮のガイドラインを示しているわけなんですけれど、それらがそれぞれの機関のところで十分反映されているかということ、なかなかそういつてない側面も見受けられるので、やはり先ほど申し上げたような県で作った合理的配慮ハンドブックを活用したり、あるいは、その障害の多様性を認識するためには、やはりそれぞれの障害の部分での事例集のようなものを県でも作成しながら、そうしたものを国のガイドラインと反映させて、こうしたものをしっかり県のホームページ等で発信していく、あるいはライブラリーの方でもページを作ってきたりしていますので、そうしたところに載せて配信をしていく。

これは個人的な意見ですけど、そういったものをちゃんと周知するところでは、障害者の日とかそういったものにも生かして、メディアだとか、新聞とかそういったものでも、必要性を発信していく、取り組みを発信していくことも望ましいのではないかなというふうに考えています。

あともう1つはやはり選挙の関係で、他のワーキングチームから示されていたのですが、これについては当然、今の計画の中でも投票所における部分での配慮ということは記載されているのですが、この辺のところでは、そういった御意見を踏まえながら、そこに行くまでの移動手段が不便になっているという現状をとらえ、その市町村の選挙への対応について、実際どうなっているのか、これも先ほどの民間事業者へのリサーチが必要というところと同じように、実際に市町村の選挙への対応について、現状リサーチして、やはりこれらに対しては従来書かれているような投票所における配慮というだけではなく、そこに行くまでの面も含めて、記述を再考していく必要があるのではないか、これは権利擁護の部分でも重なるような記述があるのですが、そのようなことを確認しております。

それで2ページのところの福祉教育・地域交流の支援というところですが、先ほどから言っているように、障害の理解を得るといことが、様々な機会を作っていくということが必要であると同時に、そうした方々と地域で交流する機会、病院や施設、家庭というだけではなくて、第3の居場所ということ、現在こども家庭庁等ではこどもまんなかで地域の居場所づくり、

それを多世代交流のような形で進めるようなこともしています。

そういう意味では高齢の方や障害の方様々な人たちが集えるような地域の居場所づくり、こうしたものを広げていく必要があるのではないか。

そういったことを通して、障害のある方たちがひきこもりのようになってしまうようなことを未然に防げるということと、あとはその家族と当事者の方の関係だけではなくて、地域にいろいろそういった障害のある方達を知ってもらえる存在を増やしていく。

そうした家族に代わって、第三者的な支援に関わっていけるような関係を作っていくという意味でも、地域での交流の場を作っていく、そうした居場所の推進ということも必要ではないかということを確認しています。

こうしたもののあり方をしっかりとらえていくという必要性の確認であります。

また、県民のつどいについて、Cチームの方からも御意見が示されていたのですが、こうしたものがコロナもあったことから、表彰と発表とか、そこでとどまってしまうことが現在は中心のようなのですが、以前はもう少し違う形のプログラムがされていたと聞いていますけれど、こうした県民のつどいの場で先ほどの障害理解を進めていくということと同時に、具体的ないろんな実践だとか、あるいは障害のある方たちと交流する機会、そうしたものを作ることによって、当事者との交流、相互理解を図るということ、あと、できればこうしたつどいでのプログラムを、当事者の方とともに企画運営して事業を進めていけるようなこと、当事者参加ということ意識的に展開していくということがこれから必要ではないかということを確認しています。

そのあとの権利擁護というところでは、先ほど申し上げた選挙関係ですね、こうした障害理解を促進していくところです。

次の5として彩の国いろどりライブラリーの継続的運営に関する課題というふうに書かれています。

これはちょうど会議をしたときのその時の時点での数字ですけど、ようやく県の方で開設をして、月平均5~60件のアクセス数があったということを確認しています。

現在はスモールスタートということで始まっているので、講師登録者が8名という中で、実際に12月、町の方から問い合わせがあり、町立中学校からの依頼があって、1件対応をしています。

そうした実績の確認をその日にもしたところです。

これからこうしたライブラリーを進めていくところで、まず画期的なところとしては、行政担当課にこうした担当窓口が置かれたということは、当事者の方たちを支えるセクションが出てきたということがとても大きな意味を持っていますが、やはり運営するところでは県だけでは職員の方の異動もありますので、推進をしていくというところでは、このライブラリーの立ち上げにも御協力いただいた埼玉県社会福祉協議会、こうしたところで福祉教育の推進養成をこれまでもしてきましたし、またそれをもとに組織化されたあったかウェルネットという、これは社協、当事者の方、施設の方、学校の先生、いろんな方達で構成されている、私たち研究者も含めてですが、あったかウェルネットさん、また、これも連合的な組織ですが、DET埼玉さん、そうした協力団体、またあとはこちらの協議会の参加も含めて、このいろどりライブラリーを推進していく必要があるだろう。特に社会モデルや合理的配慮についての理解を深めていくという観点から、当事者講師の学びの機会や共通認識の醸成のための研修機会を作っていく必要があるということを確認しています。

こうしたことを次期計画のところでのこのライブラリーを運営するところ、どのようにしていくかということを考えていただくことが必要ではないかということです。

また実際スモールスタートのところでは当初皆さんとの話し合いの中でも出ていたように、やはり身体障害の方たちが中心になっておりますので、他の障害種別の方たちに、こうしたところでの講師対応していただくときに、それは多様なあり方があるだろうということで、ピアサポートのような形でグループで対応するとか、支援者と当事者の方たちとのインタビュー形式で行うなど、今日学校教育のところでも、学習指導要領が変わって、体験型そして探求型、そういったアクティブラーニングというものが取り入れられているようになっていきますから、少し双方向性の学習機会というものを考えていく。

そういう意味でも、こうした研修をしたり、プログラムをどのように運営するかということ

を何らかの現場で学べるような機会を作っていくということが必要になるということを確認しています。

また先ほど来申し上げているように、これまでも特別支援のところと県教委の方との関わりがありました。これから合理的配慮の義務化というところでは、学校教育で幼少期から子供たちが障害理解をしていく。色々な方達の障害理解をしていくことを踏まえて、義務教育課程のところと協働していく、そういった場を作っていくことや、一般の方たちへの理解を進めるというところでは、生涯学習の部分とも連携していくということが重要になるだろう、ということを確認しています。

以上雑駁であります。Aチームのところでは協議をされた内容を報告させていただきました。それでは引き続きBチームについて、遅塚委員からお願いします。

遅塚委員)

Bチームの遅塚でございます。

2回目、3回目のワーキングチームともに自由に課題を議論していただいたところです。

自由な意見交換ができて、私個人的には大変興味深かったです。

お手元の資料一のBチームのところにも多少コメントを追加しながら御報告をして参りたいと思います。

Bチームのページをお開きください。

黒い星印がついているところが今回2回目3回目として新たに追加された部分でございます。一番最初に出てきますのが地域生活の充実についての(1)。

地域生活支援全般のところ、まず地域生活といったときに、つつい入所施設と、それから地域生活在宅っていうのは2項対立的なイメージでとらえてしまいますけれども、そうではなくて、入所施設も地域の中に存在している資源であるというようなことで考えていったらどうかというような御意見もございました。

またそこで入所施設に住んでいる、グループホームに住んでいる、或いは地域で在宅っていうようなこの形態にかかわらずですね、基本的人権については守らなければならないと。

具体的には入所施設の利用者ももっと外出ができるなど普通の人と同じような地域生活が送れるように、計画の中で打ち出してはどうかという御指摘がございました。

それから次に相談支援につきまして、相談支援の機能の充実とその周知が必要であると。

ケースワークなどについては相談支援センターの中での能力差がどうしてもあるので質の確保をどうしていくのかというのが問題であると。

相談支援事業所も人手が足りないのでサービス等利用計画の希望があっても、叶えられずに結果的にセルフプランにならざるをえない現状がありました。

また次の星印で地域生活支援の拠点について挙げられております。

各市町村各圏域で1ヶ所ということになっております。

大分進んではいるのですが、実施済みということになっていても実態はどうかということ把握していく必要があるのではないかと。

具体的に言うと、例えばコーディネーターがちゃんと置かれているか、また緊急時の対応ということがどの程度本当に進んでいるのか、緊急時の対応といいますと、例えば短期入所ですか、あるいは入所についても、今緊急に対応できる状況にはないのではないかと御指摘がありました。

また地域生活支援拠点につきましては緊急時の支援ということとともに、緊急にしないための支援、例えばいわゆる掘り起こしの部分。

あと困りごとということにみずから気が付いていない方をどう支援していくかというようなことも当然課題であるというのは御指摘がありました。

次のページに参ります。

病院に入院されている方、重度訪問介護を入院前から使っている方については入院後も重度訪問介護をつけられるということになっているのですが、病院側は多分それを知らないで断ってしまうというような例があったというようなことが挙げられております。

これについては入院中の介護補償全般について認められていないのではないかと御指摘

広い御指摘もあったかと思えます。

次に視覚障害の方がリハビリテーションを受けていくためには、市町村のサービス受給者証が必要になります。

それにつきましては、市町村の方で誤解があつてなかなか受給者証を出してくれていないのではないかという御指摘がありました。

その次のところで、手帳を発行するためには診断書が必要なのですが、お医者さんの中には例えば6級というような低い等級の診断書についてはあまり意味がないのではないかと。

診断書料がかかってしまうだけですよということで、すぐに診断書を書いてくれない場合が中にはあるのですが、たとえ級は低くても、支給決定を受けるためには身体障害者の方は手帳が必須の要件になるので、ちゃんと希望があつたときには手帳の発行をしていただけるように周知をしていただくことが必要であるというお話がありました。

また受給者証の前提としての身体障害者手帳が相変わらず医学モデルということで、これについては社会モデルにシフトしていく必要もあるのではないかというお話と一緒にありました。

次のサービス提供体制のところでも1つ目の星印で65歳を過ぎた方につきましては、あるいは病気の内容によっては介護保険の方が優先されるわけですが、その運用が国は一人一人の状況に合わせて判断してということを行っているのですが、市町村の方ではどうも画一的に運用されていることがあると。

県としてもそのあたりについてはちゃんと市町村に対して方針を打ち出してもいいのではないかというお話がありました。

典型はここに挙げた介護保険と障害福祉サービスの境界の問題なのですが、それだけではなく、障害福祉サービス全般にわたって市町村がどうも杓子定規というかちょっと硬直化した運用をされているのではないかというような御指摘もあったと思えます。

次のページのところで、今度はグループホームの現状についての中で、グループホームについて、現状の年金の金額だけではグループホームの生活ができないので、形としてはグループホームで自立していますよということに見えても、結局いつまでも御家族の庇護から抜け出すことができないというようなことがあるのではないかという御指摘がありました。

またそれに関連しましてグループホームを建築するときの土地の代金が県南と県北では1桁違ふと。

それが利用者さんの利用料にはね返ってきてしまうので、先ほどのいつまでも親の庇護から抜けられないという問題の1つの原因になっているので、土地代金が高くて利用料が高いところについて、さらに県が利用料補助、家賃補助を検討していただけるとありがたいという御指摘がありました。

次の星印ですが、埼玉県では空き家の活用ということが言われていますけれども、重度の方のグループホームの場合にはやはり特殊な設備、浴槽ですとかリフトなどの整備が必要なもので、空き家の活用では重度の方たちではちょっと暮らしていけないのではないかという御指摘がありました。

また、特にここには記載はないですが、グループホームの構造について最近のグループホームが、総2階で中廊下で両側にお部屋が並んでいる。

定員20人ぐらいというのと、グループホームというより、これはもうミニ施設としか見えないよねというような話も出ておりました。

グループホームに限らず入所施設とかあるいは通所サービスにも共通なのですが、監査などのあり方についてのお話がいろいろと出ました。

以前の監査では監査に来た方が施設内の見学をしたりとか、あるいは支援の様子を見て意見交換などをしていたのに、今は基準に関する書類のチェックをして終わっているんじゃないかと。

また関連するかもしれませんが、今障害福祉サービスの事業所を開所するときには、指定制度なので、基準を満たしていれば県としては指定をするわけですがけれども、例えば内容がよくない、基準に違反しているということになれば、指定が取り消しになるという仕組みで運用されていると。

ただそうなったときには、実際に傷つくのは、利用している方が一番傷ついてしまうので、これについてはやはり指定をして駄目なら取り消してというだけではなくて、ちゃんと質等を

担保していくことが必要ではないかと。

それと質ではなくて量の話になるんですが、総量規制がかかってくると、いいところも悪いところも同じように数としてカウントされてしまうわけで、それは仕方がない面があるのですが、そこをどうしていったらいいかというのも課題ではないかと。

またどれだけグループホームの数が増えても、サービスからある意味はじかれてしまう人というのが一定数いるわけで、それは具体的には軽度あるいは中度でも支援に非常に困難を伴う方であって、それは例えば障害自体は軽くても、生活歴からくる、非常に生活が乱れてしまうような方等については、支援が困難なので、そういう人たちを受けとめるような場所が必要だけれども、受けとめに当たって、相当高度なケースワーク的な技量が必要で、現状のグループホームの職員では厳しいのではないかと。

またそういう方に対する支援は報酬面で配慮されていないので、非常に課題であるというような御指摘もあつたところです。

次のページで今度は入所施設の話になりますが、入所施設が足りないということであっても、なぜ足りないのかということを考える必要があるというようなお話が出ております。

また入所施設を定員減ということを目標にしますということもありますが、グループホームの関係などをちゃんと一度整理をしてから示す必要があるのではないかと。

具体的に言いますと、グループホームは今のところ、とりあえず作りましようという前向きな状況にあるわけですが、例えば入所施設を減らしましよう、グループホームを増やしましようっていうと、究極的には、入所施設はゼロに近づいていって、グループホームがたくさん増えて、地域で暮らす障害の方がみんなグループホームに入っているという状態が理想なのか、ということもちゃんと議論してはいかかというようなお話もありました。

また入所施設で暮らしている方の地域生活の充実、あるいは社会参加っていうのが現状不十分であり、ただこれは施設入所支援っていうサービスにおける夜間とか土日の活動は報酬上で評価されていないことが問題なのではないかと。

また実際利用者の高齢化重度化の中で職員の負担は増えているので、退職される方も増えている。

また、入所施設の役割について、災害とか感染症などのBCPなどの動きをしていく中で、もっと日頃から地域との関係を深めることはできるのではないかと。

そしてそういうような動きを評価する仕組みがあつてもよいのではないかとという御指摘もありました。

また入所施設と一口に言っても、入所施設の機能が必要とといったときに、どんな機能が必要なのかということをもうちょっと具体化すれば、グループホームや一人暮らしにしたときにもその機能が必要ということが見えてくるのではないかと。

要は制度に利用者を合わせるのではなくて、オーダーメイドをする機能が必要なのではないかと。どんなに制度を細かくしても網の目から落ちてしまう人っていうのは、最終的には地域の力に頼らざるをえないという現実がありますよと。

また入所施設については特に県南県北など地域偏在があると、地域との関わりとか、あるいは地域の拠点と考えたときに偏在していない方がよい。

また遠いところに入所ということになると、そこで親子の関係というのがバツサリと切られてしまうというのは、課題ではないかという御指摘もありました。

次に（５）の短期入所について。

ショートステイについては今は本人の利用のためということが前面に出ておりますけれども、あるいは介護している側のレスパイトというような視点も必要であるというような御指摘がありました。

また住宅。（６）一人暮らしについて。

一人暮らしの移行について、いろんな生活形態というのが必要ということは認めた上で、そこでどこで暮らしていても遜色のない日常が送れるというためには、意思決定支援が難しい人たちを支援していくための相談支援がないと駄目だと。

また、例えば民生委員さんなどと連携した地域のいわばやわらかい見守りなどの取り組みが必要だが、障害福祉の領域の外で対応することになるため、連携の必要が出てくると思われるという御指摘もありました。

はい。

次のページです。

(8)の情報バリアフリー化情報提供の関係になります。

ここが書いてある通りなんですが、障害のある方に必要なサービスが行き届くように、情報提供のあり方を考える必要があると。

それから2番目のところで、県が行政サービスのDX化を推薦するにあたって、デジタルデバインド対策をきちんと講じて欲しいと。

それから3番目の星印として現在の福祉ガイドなどの情報は、視覚障害者にとっては非常に扱いづらいと。

非常に分厚い福祉ガイド、紙媒体で渡されても当事者には読めませんし、福祉に関する知識があまりない御家族もどこをそもそも読めばいいのかわかるような内容にはなっていないと。

またウェブサイトに掲載されている情報も文字検索が非常に難しい形であると。

ウェブサイトの作り方などを検討する必要があるという御指摘がありました。

めくっていただきまして、次に4、障害者の就労支援について。

最初の講習実習のところでは埼玉県内では在職者の訓練を行っていないため、それを受けるためには、県内のどこに住んでいても、所沢の国リハマまで通う必要があると。

途中で視覚障害になった埼玉県民は県内の会社に勤めながら在職者訓練を受けて仕事を続けていくことは非常に困難な状況にあるということで、引き続き審議をお願いしたいと。

それから下の方になりますが、障害者の雇用について法律で強制することだけではなくて、企業がみずから率先して、合理的配慮の提供に取り組めるようになるというのではないかとという御指摘もありました。

最後になります、その他のところで、健康診断はほとんどの人が受けていない。

補足をいたしますと障害福祉の入所施設ですとか、あるいは通所の施設やグループホームなどで以前は措置時代には健康診断は義務だったのですが、今は義務でなくなったので、特に通所系の新しいところではほとんど健康診断は定期的実施をされていないということで、ただ重度の方は健康診断過程では受診が難しいということもありますし、命と健康は本来平等、当然平等なのですが、健康診断が受けられない、受けづらい方々もいるので、それはきちっと全員が受けられるようにしていった方がいいという御指摘がありました。

以上で、Bチームの報告を終わりにいたします。

佐藤会長)

それでは最後にCチームです。

岩崎委員)

岩崎でございます。

前回の会議を欠席させていただいたのでちょっと要領を得ないところがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

CチームもBチームと同じように、各委員の方あるいは他のチームの方で御参加いただいた方も含めて、日常的に気になっていることを自由に御議論いただいたところでございます。

まず、ともに育ちともに学ぶ教育の推進についてでございますが、特別支援学校とか特別支援学級に通っている児童生徒は、二次障害である強度行動障害になったり不登校になったりするケースが増えていると委員からお話がありました。

そしてフリースクールに通うことで、家庭の経済的な負担が増えている現状もあり、その原因として、教員の専門性や障害に対する理解がないことや、児童生徒の特性に配慮した学習環境は整っていないというようなことが、考えられるという意見が上がって参りました。

確かにこの間、特別支援学校、特別支援学級に通うお子さんだけではなく、全般的に不登校のお子さんが増えているという状況があるかと思えます。

学校に行かないという選択を積極的にされる方も中にはいらっしゃるだろうと思いますが、障害のあるお子さん、あるいは障害のあるお子さんを抱えていらっしゃる親御さんに関して言う

と、やっぱり何らかの事情がそこにあるんじゃないかというようにお考えになっての発言だったんじゃないかと思います。

不登校が本当に全国的に今問題になっていて、教育であるにもかかわらず、教育をフリースクールとか、あるいはフリースクール以外にも今民間のいろんな会社がそういう代替の教育を行っていたりとかする場合もございますが、そういった別の場所で受けなければならない状況になっていること自体が問題というようにとらえることもできるわけですが、一方その特別支援学校や特別支援学級に通っている児童の不登校の人も実態というのかな、うまく掴めていないんじゃないかということで、事務局の方から県の方に問い合わせもしていただきましたけれども、やっぱり把握は十分できていないという報告がありまして、そういった状況に関して、組織的にどう対応するのかと言ったところやまだまだ着手されていないところが話題になりました。

また不登校の子供たち、児童の受け皿として障害児の場合は放課後等デイサービスがかなり担っているところが大きいというようなことになります。

日常的にも特別支援学校等が終わった後、もう学校の敷地内いっばいに放課後等デイサービスのバスが迎えに来ていたりとかして、要は学童保育みたいな形で利用する方がものすごく増えているわけですが、でも日中も学校に行けないという状況の中で、学校の代わりに放課後等デイサービスに通われているというお子さんもいらっしゃるわけです。

学齢期は社会に出るまで色々なことを勉強しなければいけないけれども、放課後等デイサービスは教育機関ではありませんので、非常に熱心なところと、正直言ってそうでもないところがございます。

だから学校生活に本当に変わるだけの質を担保できているのかどうかということが非常に心配であるというような御意見もございました。

子育て環境が常にかなり変わっていてサービスが充実すればするほど保護者が人に頼ることになり過ぎてしまっているというような御意見もおありでしたが、私もずっと耳にするところで、特に障害児のサービスがここ10数年の間に飛躍的に増えた。それはとてもいいことなのですが、親御さんが子供に向き合う時間が少なくなっているのではないかと、様々な御意見が聞かれるところです。

これは非常に難しいと感じますね。

それから交流の場として県が取り組んでいる県民のつどいのこと。

これも具体的な交流が必要と、これはAチームの意見ですね。

その他全般的に、共にというようなことで、一緒にそこにいるとか、そういうような場は設定されるのかもしれませんが、具体的に何を一緒に経験できるのかっていうような中身が希薄という御指摘が多く挙げられているのではないかと思います。

障害のある子供たちに接したことがあるかどうか、あるいは障害のある子供だけじゃないですね大人の方もそうですけど、そういった経験がやっぱり障害のある方達に対する差別偏見というものを軽減していくのに有効だってもちろん前から言われていることですが、ぜひそういう交流の機会を本当の意味で、一緒に何かをするっていうような経験ですよ、そういうことを増やすっていうことについては、委員からも御意見あったかと思いますが、進めていくべきなんじゃないかと。

またそういった学校現場の中でどうしてうまくインクルーシブ教育が進まないのかというような議論の中で、うちのチームでよく出てきた話はやはり教員が十分な知識を持ってないんじゃないか。

私も、知識を持っていたとしても、多くの障害のある子供たちと接するという経験がまず先生にもないっていう大きな問題があるんじゃないかと思うんですね。

ですので、もっと先生方に本当に理解を深めてもらいたいというようなことは、声としてたくさん上がっていたと思います。

あともう1つはICTの導入というようなことが障害児教育の中でも効果を産んでいるっていう評価できる側面と、それでもやっぱり使い方をうまく学べないっていうことで、かえって世間一般の方たちよりもかなり立ちおくれしてしまう。

特に視覚障害者の方だと、一般の方とパソコンの使い方が違うからそれを教えてもらう、教えられる人材が限られていて、格差がより広がってってしまう。でもそうなってしまうと、

職業的な面でも、より格差が広がっていくんじゃないかっていうような御意見もございました。

それから、学校現場、特に公立ではない学校現場においても、障害者差別解消法の合理的配慮の提供が義務化されたわけですが、罰則がないこともあって、なかなか実態は伴っていないとの御指摘もございました。

ここに書かれているように、これまでの障害福祉における法律は、それぞれ対象とした障害というのが中心になっていて、縦割りになってできていた。そういった法律は内々ではよく知られているけれども、世間一般の方にはほとんど知られていないものでしたが、差別解消法ができて、いろんな産業、事業をやってらっしゃる方たちに、障害者への差別のこととか合理的配慮の提供をしなきゃいけないよってことを知られたりするのはいいことだと思うのですが、なかなか実態として、十分に事業が行われているのかということと難しくて、もう少し上手く活用ができたらいいですね。

あとは聾学校などにおいてオンライン授業が増えているけれども、字幕のあるなしにばらつきがあって、聴覚に障害のある子供たちに十分な情報が伝わっていない。

県の歴史を学ぶ教育を受けることはあるが、県の教材に字幕がないからどうにかして欲しいということもあり、ぜひ県のほうでも確認していただけてお進めいただければと思います。

またこれも教員の話になりますが、聴覚障害の子供さんたちとのコミュニケーションの方法、手話とか含めてですね、現場にいらっしゃる先生方が、技術というのか、コミュニケーションをとる方法っていうのをきちんと勉強しないでいらっしゃるという御指摘もありました。

特別支援学校等に着任される先生方のすべてがもちろんその免許を持っていらっしゃるわけではないとも伺っていますし、先生方もなり手がいないと言われている中で、なかなか難しいんだろうなと感じます。

そしてまたここまで比べて大学の方で合理的配慮の提供があまりなされていないという御指摘もございました。

県立大等で入試の説明会なんかにはぜひ手話通訳を置いていただくとか、せっかく条例もあることですし、そういうことも必要じゃないかという御意見もございました。

実はうちの大学も随分変わりました。義務化になってから。何かということそのメールがバンバン来ます。

授業を取っている学生さんの詳細な情報、セキュリティに注意しながら、もう幾つもパスワードがかかっている、それを解除して、その学生さんの細かい情報がそこにあります。

こういうふうにして欲しいという御要望なんかも書かれているんです。

ちょっと横道にそれる話で恐縮ですけど、私のところの修士の学生が障害当事者でもあるんですが、その子が、学生さんたちがそういうことについてどう思っているのかというのを聞いた。研究でやったんですけど、システムはすごく進んだと。

だから、そういうふうに取り替えている授業の先生方一人一人に膨大な情報が届く。

でも、結果として仕組みが整ったけれども、一人一人やっぱり違うわけですよ、同じ障害とか病名がついていても、一人一人違うところを、その先生方がどういうふうに取り替えてもらっているのか。

対話がないというのかな、すごくたくさん情報をお渡ししているからこれでいいでしょうっていう感じで、かえって形骸化してきてしまっている気がするというようなコメントがあって、それはすごく私の印象に残っています。

余談から戻ります。

安心安全な環境整備の推進についてということですが、療育の問題ですね、療育の現場にやっぱり必要な人員が専門家が配属されていないということについて、どうにかきちんと配置をしてもらいたいという御意見がございましたところ、ここに挙がっているのは、児童発達支援センターに心理士を配置して欲しいという。あるいは5歳児健診というものが最近、行われるようになって国は2028年までに100%にするとおっしゃっているようですけども、難しいですけども、就学する準備段階におけるスクリーニングというのかな、そういうことに、もし利用されるんだとしたら、そうではなくてやはり早期に発見するというのを、発見だけがすべてじゃなくて、じゃあどういふふうに対応ができるんだろうかという、そこは整っていないければという危惧についても話題になりました。

次にまちづくりということで、バリアフリー法の整備ガイドラインの施策の話で、情報提供

のアクセシビリティが確保されていないと、現場のサービスを提供する従業員の負担が増えてしまうことが懸念される。労働人口が減っている、でもその中でもいろんな配慮を提供しなきゃいけない。でも、実際問題その利用するお客さんも減っている場合に、人員削減で無人駅が特に埼玉県内で増えているということが話題になりました。

14 ページに参ります。

わかってはいるけれども、十分に合理的配慮が提供されていないという、そういった指摘があちらこちらから上がっております。

例えば鉄道駅における聴覚障害者への情報提供というところで、放送で提供される音声の情報と同じようなものが電子掲示板で提供されるようにしてほしい、とか、あるいは遅延ということに関して、本当に聞こえないがゆえに理解できなかったりとかして、非常に困る。

昨今は聴覚障害のある方だけじゃなくて、高齢で耳が聞こえにくいという方もいらっしゃるするので、いろんな方を含めてそういった配慮が必要なんじゃないかと思えますよね。

また手帳の割引だとか、実際に直接お話ししないとなかなか受けられないサービスもあるんですけども、なかなかそれもうまく利用ができない。

そういったこともあるというようなこともございました。

次は大型店舗におけるバリアフリー化ということで、大型店舗等でも地震とか災害が起きたときにちゃんとサインが出ていなかった、誘導がない場合に、聴覚障害者の人はどこに避難していいかわからない。また聴覚障害の方だけではないと思うんですけども、セルフレジが増えたり、いろいろこう人手が足りないということと、払える人件費の問題とか経営的な視点もあると思うのですが、何か困ったことがあったときに、なかなか聞ける方が身近なところにいるという状況が、生じるようになっていきます。

利便性ということを考えてもちろん、いいと言う人が多くなっていると思うんですけども。そういった不自由があるという話がある。

例えばコロナの時にあった、順番待ちの足の形みたいなのがあるときはすごく見える。ここで待っていてくださいみたいなサインが目で見えたりして、あれはよかったけど、はがされてしまったことが多くなりましたね。そんな話も出たりしました。

知的障害の方は親子と一緒に動くことが多いけれどもやはり親の高齢化という大変な状況になってきているので、耳が遠くなってきている人たちに対する音声とかテロップとかいろんな形での情報提供というのは御本人だけじゃなくてやはり親御さんにとっても助かるんじゃないかと。信号の音声なんかも同様です。

その次に防災対策です。

非常時に災害が起こったときの対応を県で決めておくと、いろんな混乱を防げるのではないかという話題が出ました。

その話のきっかけになったのは、能登半島の地震のときに、視覚障害の専門家の方の派遣を現地が断ったとかいうようなことを教えていただいて、そんなことがあるんだと、みんなで驚きましたけれども。

でも実際に起こってみないとわからないということではなくて、事前に準備をいろいろしておくということが大切で、特に情報を整理して関係者が共有しておいてくれるということが重要。

どうしてかという、特に地震というのは、自分たちも被災して、でも自治体の人も被災しているという状況が起こるわけで、準備をきちんとしておいていただいた方がいいのではないかということがございました。

また避難が長期化したときの対応等についてもお話がいろいろ出ました。

福祉避難所のことも様々お話が出ましたが、でもまだまだ残念ながら現状県内で十分な整備が進んでいるわけではないというお話もありました。

ただ一般の避難所の方に行かれたときには、その情報がうまく伝わらないというようなことによって食事の提供がうまく受けられなかったりとか、いろんな支障が起こってくるというふうなことですよね。

だからマニュアルを作るということもとても大事ですけどもその中身をやはり更新していく、情報更新していくということがとても重要なんじゃないかと思う、と話題になりました。

また、避難所において、気づかれないうちに結果として虐待に繋がってしまうようなケース

がある、それは本当にこういうことが起こっているなというように思いました。

例えば、視覚障害者の方たちが何の情報もなく誘導してくれる方もいなければ、ネグレクトのような感じでエコノミー症候群になってしまったりとか、これは認知症の方もそうでしょうけど勝手に動かれると困るということで、けがを防止するために車椅子に固定されてしまったりとか、いろんなことが起こってくる場合があります。

すべてを完璧にというのは難しいと思いますけれども、でも避難所の環境というのは今から整えたい欲しいというようなことがありました。

それからその他のところで、うちのチームが一番最後の発表になるわけですがけれども、AチームBチーム、それぞれに共通するような、話題も出ていたかと思います。

やはりそういったチーム横断するような課題について、今後どうやって計画に盛り込めばいいのかということや、少し議論した方がいいんじゃないかというような意見ですとか、インクルーシブ教育の問題については、障害者権利条約の総括所見、国連の方から手厳しい指摘を受けております。

ですので、県だけの問題ってというようなことだけでなく、政府の問題への姿勢が問われているということだとは思いますが、本当に具体的にどういうふうにするべきなのかということや、真摯に取り組まなければいけない時代が来てるんじゃないかと、様々な意見が出ました。

雑駁な報告で大変失礼いたしました。

以上です。

佐藤会長)

ありがとうございました。

A B Cそれぞれ報告を聞いていただきました。

一方通行でお話を聞いていただく形でしたので、5分休憩をとりたいと思います。

そののち質疑応答で確認をしていきたいと思えます。

では5分間休憩とさせていただきます。

〈休憩〉

佐藤会長)

再開をさせていただいてよろしいでしょうか。

A、B、C、それぞれのチームから報告がありました。それぞれのチームに参加の皆さんにもお聞きいただいたところですので、ただいまの報告について何か質問や御意見ありましたら、いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

はい。荒井委員さんどうぞ。

荒井委員)

公募委員の荒井です。

御礼が1点。それから継続して審議をお願いしたいことが3点でございます。

まず御礼です。

Cチームの災害支援のところにつきまして、視覚障害被災者の災害支援ということについてですね、埼玉県と埼玉県眼科医会、それから埼玉県視覚障害者協会の皆様の協力で大変良い形で、平時からの連携が形づくられようとしています。

このことに関しては、心から皆様に御礼申し上げます。

埼玉県内には大変小さな視覚障害者の団体もたくさんございます。

これからそういった団体から、もし災害が起こった場合にどうしたらいいですかというような相談が寄せられる可能性もありますので、その時にも、皆様、どうかよろしくお願ひいたします。

はい。それから継続して発言をお願いしたいことを3点について発言をします。

1点目です。

まずは視覚障害者の職業訓練についてです。

まず、在職者訓練については今もうBチームから説明があった通りです。それから、求職者訓練についてでございますが、私が埼玉県職業能力開発校、障害者職業訓練担当にメールでお問い合わせをしたところ、基本的に視覚障害者の職業訓練の委託はありませんとお答えをいただいております。

また今年1月のBチームの会議の後に遅塚リーダーと、それから事務局の方と一緒に県立リハビリテーションセンターの就労移行支援の情報を見ていただいたところ、視覚障害者だけがその就労移行支援の対象となっております。

これらのことから、視覚障害者とそれ以外の障害種別の方々の職業訓練に格差がある状態にずっとなっているということがわかりました。

このことは、私が最も望まないことではあるのですが、視覚障害を理由とした差別的取扱いに繋がりにくい可能性もありますので、ぜひ次期計画に視覚障害者の職業訓練委託を入れるように、継続して審議をお願いしたいと思います。

2点目です。

これは埼玉県のDXについてです。

これは2017年に埼玉県がDXの計画を策定するためパブリックコメントにかけられました。一昨年の会議資料では県庁内の障害種別に合わせた合理的配慮の方針がまだできていないので、計画に入れることができません、という回答をいただいています。

そのため、まず埼玉県庁内での方針をできるだけ早く示していただくことを強く求めます。

それを拝見しないと具体的にどういうことを計画に盛り込めばいいか、意見の出しようがないからです。

このDXの障害特性に合わせた合理的配慮の提供については、ぜひ次の計画には入れるように継続してこちらでも審議をお願いしたいです。

3点目です。

こちらはロービジョン者や中途視覚障害者をできるだけ早く必要なサービスにつなげる支援についてです。

こちらは視覚障害で障害者手帳を新規取得した人たちに対して、手帳交付時に埼玉県眼科医会が作っていらっしゃるスマートサイトのパンフレット等を視覚障害者に渡し、そのパンフレットには視覚障害者を支援する機関や専門職の一覧があります。

そこから1年以内にどれだけのパーセントの視覚障害者が視覚障害者の専門職に繋がったかという数値目標を入れ、それを調査するというのをセットとした事業内容を、ぜひ次の計画に入れていただきたいと思います。

後ほど、その具体的な計画案をBチームにお渡しし、次年度からの継続審議に委ねたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

佐藤会長)

はい。ありがとうございます。

今の御報告いただいた内容に関連することで他の方からありますか。

まずはちょっと皆さん、確認をしてから他の方はいかがでしょうか。

山中委員)

埼玉家連の山中です。

1つなんですけど、今の報告にはなかったんですけども。

以前からお願いしておりました、災害時の精神病院の利用について、どこの病院もまだ手を挙げてないということですね。

それはぜひ8期の計画に盛り込んで、県が旗を振ってきちんと精神病院に災害時は当事者を速やかに受け入れてくださいというように働きかけていただきたいと思います。

これが1点。

それからもう1つ家族支援の視点がすごく必要かなと思ったんですね。

さっき知的障害の例もありましたけども、支援が整ってくると、親が子供としっかり向き合えないで支援につなげておしまいという、それは精神障害の面でも同じなんです。

以前、精神障害者で何も支援がなかったときは家族会が立ち上がって親が一生懸命やったんですけども、今は結構各自治体でいろんな相談窓口もできて、事業所も増えて、ある程度葉も新しくなって支援に繋がりがやすくなって、子供がちょっと落ち着いてくると親もほっとして、子供から手を放して家族会にあまり入ってこないというか、それ以上子供と深くかかわらなくなるというか、そういうことがあります。

それはやっぱり当事者の支援、特に精神障害の場合、当事者の支援はすごく手厚いのですが、家族支援の視点が欠けていると思うんですね。

当事者が通所をしてある程度落ち着いているからそれでよしと、でもやはり親亡き後はどうしようかってこの子 1 人残して何ができるんだろうっていう不安はいつもつきまとうんですね。

なので、やはり知的障害の方もそうでしょうけど、子供がそういう状況になったときに家族ぐるみで支援をして、親を支える体制というのがしっかりできれば、後々の子供の支援に繋がりがやすくなるでしょうし、親も親としての人生を取り戻しやすくなるという、家族支援の視点が特にこういう障害者支援計画では、あまり特に取り上げられていない、抜けちゃっている。

なので障害ってどんな障害もそうでしょうけれども、やっぱり本人だけじゃなくて、家族ぐるみで支援するということがすごく必要だと思うんですね。

なので、その視点をもう少し障害者支援計画に盛り込んでいただけたらなと思います。以上です。

佐藤会長)

はい。ありがとうございます。他にはいかがですか。

羽生田委員)

障崎連の羽生田と申します。

Bチームなんですけれども、BチームとそれからCチームの方に療育というところがありますが、今の社会的支援が整うというところでちょっと現状をお話したいと思うんですけども、特に療育、学齢期前の子供の療育の時期の社会資源が今どのようになっているか、整っているんだろうかというところで改めて見直す必要があるのではないかなと思うんです。

事業としては児童発達支援ということになるのですが、そこには児童発達支援センターと、児童発達支援事業という2つの事業があるんですけど、この事業は県内で政令市を除くと500ヶ所ぐらいあります。

そのうちの60%が株式会社が実施しているんですね。

株式会社がすべて悪いというわけではないのですが、やはり運営とか支援の質にかなり課題が出てきているのではないかなと思います。

それはこの間、この会議でも話をされてきているのでここでは触れませんが、そのことが親も子もかなり振り回していて、特に親が子供の障害を理解することもできず、それから子供たちがその発達とか、豊かに育つというところも欠けているような状態になってきているのではないかなというところでもかなり危惧される状態になっていると思います。

今の児童発達支援事業を利用するためには、本来だったら障害児の相談支援事業というところで相談員が利用計画を作らなくてはいけないのですが、実際は親たちは事業所の一覧表をもらってきて、親がセルフプランを立てているんです。

そのセルフプランが本当にその子供のためになっているかっていうと、ちょっとここはかなり疑問な状態です。

そのセルフプランも60%ぐらいの割合を示しているというところもあります。

2022年に児童福祉法が改正されて発達支援センターが中核的役割を担わなくてはならないと明文化されています。

埼玉県も本当にこの間頑張って各自治体に障害者支援センターを設置して、色々な意味で歴史があるものになっているのですが、そこがやはり機能を果たしていない状態ではないかなと思います。

その機能を発揮するには各自治体がきちんと支援センターを中核的にして周りに事業所を置くみたいなことをきちんとしていかなきゃいけないと思います。

そのためにやはり人がいない。もう1個はやはりその辺を県が頑張らなくちゃいけないと思

うのですが、財政的な支援をしなくてはならないのではないかと思います。

支援センターがきちんとした機能を果たすためには、人とやはり財政的な支援が必要ではないかと思えます。

あと計画を立てる障害児の相談支援の相談員ですけれども、給与がかなり安価になっていて、人が配置できないような状態なんですね。

しっかりした相談支援ができる人を配置する、地域の差をなくして、あと乳幼児の健診とか子育て支援とか、あと子ども家庭センターっていうのが公的にあるのですが、それとしっかり繋がって計画を立てられる相談支援員を作っていくかなくてはいけないのではないかと思います。

今の乳幼児期の障害に対する配慮の事業ですが、この大前提が、地域の中にいる子供たちと一緒に育つというインクルーシブの視点がやはりすごく大事だと思いますので、障害のある子の親の背と親の生活を考えていかなければ。インクルーシブの視点の中で考えながら、今の障害児発達支援をどのように発展させるかというのをきちんと考えなくちゃいけない時期になっているのではないかと思いますので、ぜひ次の計画にはそのことをしっかり入れていただきたいと思えます。以上です。

佐藤会長)

はい。ありがとうございます。

いかがですか。他にございますか。

小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。

今の羽生田委員のお話と通ずるものがあるのですが、相談支援専門員のスキルアップをどう図るかというところでちょっと調べたんですけど、それはモニタリングを重ねることでスキルアップを図っていきますというのがあるんですね。

でも実際はセルフプランがほとんどでモニタリングは行われていません。

あとそれから私はまだ調べてないので後で県の方に調べていただきたいのですが、相談支援事業所にたまたま繋がって、ちゃんとプランを立てていただけるという方。

私の知り合いの方はその事業所を使うからそこで立ててもらおうというふうに聞いています。

そうすると、例えばモニタリングをしたところで、その事業所内のことなので、本当のモニタリングになるのかと甚だ疑問ですね。

だからそのモニタリングをすることが相談支援専門員の技量を上げるのであれば、他の事業所の方に立ててもらったものを見ていくということをしないう限り、絶対にその質の向上には当たらないということ。

それから山中委員がおっしゃった家族支援、これはとても大事です。

合理的配慮を受ける際には対話をしなければならないんですね。

対話をするときに、保護者、特に知的障害を併せ持つ自閉症の子を持つ親御さんとか発達障害の親御さんは、我が子が、どういう苦手さをどういう配慮があればいいのかということの説明して対話をして、それから合意形成がなさなければならないのですが、先ほど羽生田委員がおっしゃったように、ほとんど子供を外に預けているので、御自分のお子さんにどういう支援が必要なのか説明できない方が多いです。そういう方の場合、発達障害のあるお子さんを育ててらっしゃる場合は、家庭でケアができないので、2次障害が非常にこじれます。うちの親の会にはもうほとんど大変な状態になってから、どこか預けるところないですかという相談がもうひっきりなしです。

だからそういうことにならないためにも、やはり家庭の支援、親の支援をしっかり事業の中に入れ込むということが大切です。

5歳児健診については、非常に危惧しているところです。

本当にそこで親支援とか、理解できるようにとか、そういうところを支えてもらえるのであれば、とても有効だと思います。

ですが、今の埼玉県の中で、5歳児健診に取り組むのはちょっと心配だなと思っているところもあります。

障害を持って生まれた子供はやはり生きづらさがある、でも一人一人に合ったニーズをちゃんと押し量って環境を整えて、その子にわかる対応をすればちゃんと成長していける子供です。こういう子供なんですって伝えるのは保護者の役割なので、やはり親支援の充実を次の計画では、丁寧に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

佐藤会長)

ありがとうございます。

川津委員)

こんにちは。埼玉県聴覚障害者協会の理事をしております川津と申します。

今、手話通訳を通して話をしております。

Aグループの報告の中で3つお尋ねしたい、確認したいところがあります。

よろしいでしょうか。

1つ目は、ページ1の心のバリアフリーハンドブックの啓発の取り組みについてのお話です。

昨年10月に施策推進協議会2回目の最後に、その他のところで、障害者差別解消法の合理的配慮の動画をつくり直すというお話がありました。

この今の進行状況はどのようなようであるか、お尋ねしたいです。

2点目です。

義務教育の中の障害者の理解に対する取り組みの推進についてお話がありました。

学校、例えば、県教育局及び市町村の教育委員会に対して、学校現場で障害に対する経験などを働きかけるというお話がありましたが、障害体験というのは、保護者への理解、または手話や視覚障害、また車椅子などの体験を各学校でやっていると思います。

それに対して反対はありません。

その学校の中で実際に体験をやっている学校の割合について教えて欲しいです。

もし令和6年度が無理であれば令和5年度実際に体験した、そういった学校の体験率について視覚障害であれば何%、障害種別ごとに何%かを教えていただきたいです。

またそういった体験をやるような働きかけを進めることが大切だと思います。

3点目です。

AとB、Cで学校教育、発達障害や知的支援などについても入れられておりますが、引きこもりなどの事例について、自治会、民生委員などと連携することが必要で大切と思っております。

また、聞こえない人の場合には聞こえない子供に対しては、コミュニケーションの問題がいろいろあります。

例えば自治会の方が手話ができません。

発達障害や知的障害の方の場合であれば、どうコミュニケーションするのかなど、そういったことを丁寧にコミュニケーションができると思うんです。

色々な方法で意思疎通ができると思うんですが、聞こえない子供に対しては手話がやはり必要になります。

もし筆談をした場合にきちんと通じるのかどうか。

実際そういったことができないで家にいるということになってしまったらどうなるのか。実際の学校現場で相談支援、引きこもりにならないように学校の支援現場につなげるにはどうしたらいいのか、そこをどうしていったらいいのかということをお願いしたいと思います。

それをまた、この次の会議で報告をお願いしたいと思います。

以上です。

佐藤会長)

ありがとうございます。他はいかがですか。

下重委員)

共に学ぶ教育の問題で、結構いろいろな意見を出したんですが、全部は言えないので。

重要な部分だけ。

佐藤会長)

皆さんのお手元の資料に、今日下重委員が追加資料として、全体の参加した中から、整理されたものを御用意いただいています。それを踏まえての御発言ということですね。お願いします。

下重委員)

やはり、早くから共に学ぶということは大切だと思います。この会議に、義務教育指導課にも参加してもらった方がお互いに協力ができるのかと思います。

私たちは、地域で共に暮らすという点で、いま問題なのは、一人暮らしをしたくてもアパートがなかなか見つからない、借りることができないということです。知的障害のある人が一人暮らしをしたいということでアパートを探しているのですが、大家さんが「知的障害の人は火事が心配で危ないから」といってなかなか貸してくれません。

生活サポート事業の運用についてですが、事業所にサービス提供責任者という人を置かなければならなくて、その人は支援ができない。要するにヘルパーに出来ない。

人手不足もあるし、そこは何とか県として考えていただきたいということがあります。

佐藤会長)

ありがとうございます。

今いろいろな意見としては書いていただいている中で、特に生活サポート事業の方は、責任者の方はヘルパーの役割を果たせない。でも、その必要性もあるので、そういう柔軟なところの事業のやり方の対応を再考して欲しいということを最後に仰っていました。

下重委員の介助者)

ちょっと補足しますと、小規模のところでは責任者と名乗ってしまうと、ヘルパーに入れないということは、必然的に運営が非常に難しくなって、結局は大手にしか適用されないものなのではないかと。

私たちのように手づくりで自分たちで自前でそういう事業所を作っていたような、人たちからすると、弱小の事業所にとっては死活問題なんですね、それは。

責任者は置かなければいけないけれども責任者になってしまうとヘルパーとして実働はできないという、非常に矛盾した形になっているかなと。そういった実態に合わない制度があるということで、意見書の中の一番最後のところに、小さいころから出会えなかった部分を補完する意味で、地域での出会いから介助に繋がる生活サポートとか、全身性障害者介助人派遣事業など、地域生活を大きく担う県単事業を、国が作った制度に対してその隙間を埋めるような形で県単事業が作られてきたんですけども、地活に関しても、その部分を縮小する方向にあるということで、もう少し生活の実態を知っていただきたいということでの追加資料も含めての提出です、とのことでした。

佐藤会長)

下重委員、いまの補足的に言っていたことについては、よろしいですか。

下重委員)

いいです。

佐藤会長)

ありがとうございます。

そういう意味では、さっきAの方からも地域との繋がりをつくっていくような機会を学齢期からしていく必要性というところで言っていますが、やはりそういうものがあって、関係づくりを把握していくことが重要ということですね。

はい。ありがとうございます。

他はいかがでしょう。よろしいですか。

今いろいろ委員の方から今期の7期を踏まえながら、次の8期へバトンタッチをする時期になっていますので、新井委員から、そして山中委員、羽生田委員、小材委員、川津委員、下重委員、それぞれから次期につなぐというところでありました。

事務局の方、何かこの場での確認、あるいはその継続のところ、事務局の体制もどくなるか分かりませんが、まず確認をしていただければ。先ほど委員の方から、次回のときに報告して欲しいという案件もありますので、よろしいですか。

事務局)

事務局小俣です。

川津委員から御発言がありました3件のうち差別解消法の動画の進捗状況ということで承った件については、今御説明させていただければと思います。

前回10月のときにも作り直しをこれからさせていただくということで、事務局から説明させていただきまして、現在委託事業者が決まって、動画の作成にちょうど入り始めているところです。

シナリオ絵コンテ等内容確認中ですが、3月下旬を目途に完成を目指して作成を進めているところになります。

その内容につきまして、また皆様にも完成次第追って御連絡ができればと思っているところです。

あと2点につきましては確認が必要になることかと思っておりますので、こちらについては次回の会議で結構ですという話で川津委員からいただきましたので、これは次回、御報告できるように担当課の方に繋ぎまして、数値などにつきましては、御報告ができればと思っております。

以上になります。

佐藤会長)

あとその他、羽生田委員や山中委員、他の委員の方も具体的に次のところに継続で検討していただき、ぜひ8期で示していただきたいという御意見をいただいていますから、その点はきちっと引き継ぎということでよろしいですか。

事務局)

はい。今回の御発言につきましては議事録に残させていただきますので、こちらにつきましては改選される新しい委員の方にもそうですけれども、当然事務局の方でも共有させていただきまして、次回以降来年度以降の会議の中でも取り上げられるようにしていきたいと思っております。

佐藤会長)

皆さんよろしいでしょうか。

皆さんが御発言いただいたものをきちっと議事録にも押さえ、次期のところにもつないでいただく、というところで確認をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは次に本協議会の今後の進め方というところで事務局の方が用意してくれていますので、そちらの方に移りたいと思っております。事務局よろしく願いいたします。

事務局)

それでは、資料2を御覧ください。

令和6年度から令和8年度、現行計画の計画期間である3年間の、この協議会の活動の概要を示した資料になります。

令和6年度と書かれた上段の部分が正に、今年度の活動になります。

その次の中段、太線で囲ってある部分が、来年度の活動（案）になります。

その下の部分が、再来年度の「計画策定年度」であるところの、令和8年度の活動内容になります。

この資料を使って、令和7年度の本協議会の活動（案）を説明します。

まず、中段の左側の囲みを御覧ください。ワーキングチームの編成についてですが、本年度から変わらず、3チーム体制を維持して、各チームの担任事項についても、本年度から特に変更することなく、計画策定年度である令和8年度まで活動を継続する案としました。

続いて、その右隣の囲みについて、説明します。

「①新任委員のみ所属チームの希望を聴取し、継続就任する委員については所属チームの変更を行わない」とあります。これは、昨年6月の第1回協議会で、事務局から「検討2年目当初におけるワーキングチームのメンバーの総入れ替えについては、2年目に委員改選が行われることも考慮しながら、今年度における課題の抽出状況などを見つつ、委員の意見も踏まえて事務局において総入れ替えの要否を決めることとする。」と説明させていただいておりました。

現行の第7期計画を策定する際、2年目当初にリーダー以外の全てのメンバーを総入れ替えしています。これは、より多様な視点から議論いただくことで論点漏れを防ぐという狙いがあったものですが、反面、十分に議論を深めることができなかつた課題もあり、正直、一長一短という印象がありました。

今年度は、総じて各ワーキングチームにおいて非常に活発な議論が行われており、また、チームの垣根を超えて論点出しや意見交換が行われている状況を踏まえ、論点の偏りや漏れを防ぐためのメンバーの入れ替えを行うよりも、新任委員の所属チームの希望のみをとり、2期目の委員については引き続き所属チームを変えずに、2年目以降の重点課題の取りまとめ、さらに同じ編成で令和8年度の計画策定の作業に入る方が、課題の内容に熟知したメンバーで作業が継続できると考え、このような方向で運営を行っていく案とさせていただきました。

令和7年度につきましては、そのような方向で、年度末の「提言」の作成に向け、これまで各チームで提示された意見・論点を元に議論を深め、第8期計画に施策として入れるべき「重点課題」を取りまとめていただくこととなります。

以上を踏まえて、そのような案とさせていただきました。

資料2につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤会長)

ありがとうございます。

今、資料2に基づいて今後の進め方の確認をいただきました。

特に1期目を始められた方、2期目をやっていただくようになるかと思っておりますので、よろしくよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか何かこちらの資料について御意見、御質問等ございましたら。

(意見なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではもう1つ連絡事項としてありますので事務局お願いいたします。

事務局：障害者支援課)

ここからは障害者支援課から御説明させていただきます。

工賃関係ということで御報告です。

資料につきましては本日委員の皆様及び傍聴の皆様におきましては紙でお配りさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

今年1月、厚生労働省におきまして、令和5年度の就労事業所の工賃実績について発表がありました。

資料1枚目の下段にございます通り、それぞれA型事業所とB型事業所の平均工賃が発表されたところでございます。

特徴としましてA型の方は、各事業所の努力などによって、3.8%アップとなっているところ

ですが、特にB型につきましては、令和4年度が全国平均ですが、1万7031円というところが、今回2万3053円。

5千円以上のアップと非常に大きな上がり幅となっております。ただ、こちらは、各事業所の努力もあるのですが、米印のところがございます通り令和6年度の報酬改定で平均工賃月額
の計算方法が変更となった、この影響が非常に大きいところでございます。

続きまして次のページを御覧ください。

次のページはB型のこれまでの平均工賃の推移のグラフですが、御覧の通り令和4年度まで
は一時的な下がったことを除けば緩やかに上昇してきたところではあります、令和5年度が
突出して上がっていることは御覧いただけるとお分かりかと思えます。

こちら下米印でございます通り、計算方法が変わったということですが少し具体的に申
し上げますと、これまでは工賃を計算するにあたって、分母に当たるところにつきましては、
工賃支払いの対象者数、つまり例えば毎日事業所に来て、その作業に携わる方と、障害特性等
によってたまにしか来れない方などについてもすべて対象者の数、総数として分母で割って
いたということになります、令和6年度の報酬改定におきましては、利用日数が少ない方につ
いてはそういった方を支援する事業所に配慮するというので、その1日当たりの平均利用者
数については、少ない方を考慮した数を分母に用いたということ、これによって平均工賃額
が上がったということになります。

1枚飛ばしまして4枚目になります。

4枚目はB型事業所の都道府県別の数字になります。

こちらの埼玉県、御覧いただきます通り令和4年度は1万5024円、令和5年度2万287円と
なっているところでございます。

こちらの順位で表しますと、令和4年度は47都道府県中44位、令和5年度は47都道府県中
41位となっているところでございます。

順位そのものは他県比較でございますので変動がございますが今回の特徴といたしましては、
先ほどの通り利用日数の少ない方に配慮する事業所について考慮して計算方式が変わったとい
うことで、どちらかという利用日数が少ない方が多いというのは、精神障害の方を中心に受
入れている事業所と考えられまして、そういった事業所はどちらかという都市部に多い傾向
にございます。

ですので、人口の多い都道府県の方がその影響が大きいという状況になっております。
そして今回この御報告をさせていただいた中心になるのは、御覧の通り令和5年度の埼玉県の
工賃が2万287円となりまして、現在の県障害者支援計画の平均工賃の目標としております2
万円を超えたという状況になりました。

こういった計画の目標値が変わったということにつきましては通常目標等であれば、早期
に目標達成したということで、次回の計画で上方修正するというものもありますが、こちらの
平均工賃は目標の2万円を超えたからいいというものではなく、今後もさらに上を目指して
いくべき目標ということもございまして、計画策定の3年ごとではなく、来年度早い段階で、次
の目標を設定したいと考えており、現在検討中という状況でございます。

幾つかこういった考え方を整理した後に、施策推進協議会、特にBチーム、就労を担当され
ているチーム中心になるかと思えますけれども、県の考え方などまた御提言いただき検討させ
ていただきまして、またこちらの会で報告させていただければと考えておりますので、どうぞ
よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

佐藤会長)

ありがとうございます。

いま連絡事項として事務局の方から資料に基づき報告をいただきましたが何か御質問、御確
認等ございますか。

東海林委員)

説明ありがとうございます。

埼玉県がかなり賃金の金額が安いということでびっくりしたのですが、今これは厚生労働省

が計算しているの、何とも言えないですけどこれは1日当たりの利用者数というよりも、1日5時間来る人もいれば、4時間の人も3時間、2時間の人もいて、これは1日じゃなくて、少なくとも1時間当たりで計算すべきものじゃないですかね。

事務局：障害者支援課)

お答えいたします。

おっしゃる通りこれは時間です。ですから1日1時間しか来ない人も例えば1日7時間来る方も、今までは2人とカウントしていたわけです。

これが今度は例えば1日労働時間平均が7点。

例えば7.75時間であれば、例えば先ほど1時間と7時間の方がいれば、それを合わせて8時間の方1人になりますので分母が変わると。

なので、評価として一事業者からの平均が上がるということに現在はなっております。

東海林委員)

ということは、令和5年度から変えたということでもいいですか。

事務局：障害者支援課)

令和6年度の報酬改定が令和6年の春にありましたので、それを受けて、令和5年度実績報告ということになりましたので、今年から変わったということでございます。

東海林委員)

あともう1点ですが、先ほど都市部の方はどうしてもその金額が安いという。精神障害の方が多いので金額が安いという話だったんですけども、でも東京都は2万3000円ですよ。

神奈川は2万1000円で安いですが、逆に大阪は大都市なのに1万8000円となっていて、その分析はいかがですか。

事務局：障害者支援課)

先ほど私がおその精神の方が都市部に多いと言ったのは、工賃が低い理由ではなくて、この今回の改正によって恩恵を受けるところが多いという意味で、都市部のことをご紹介させていただいたものです。

東海林委員)

そうしますと埼玉県が47都道府県の中で40何位という低い位置にいるのは、何が理由なのでしょう。

事務局：障害者支援課)

直接的にですねこれがということについては、なかなかこれも国の方も含めて直接の分析が難しいのですが、一般的に言われている、あくまでも参考として言われていることについてご紹介すると、確かに東京都の方が力をかなり入れている事実もございしますがそれ以外でいきますと、どちらかというと地方の方が受けるお仕事について、地域の地場産業中心の産業との結びつきが強い傾向にありまして、その大きい単位ですが、例えば農業などを中心にやっていると例えば青森をとりますとリンゴの生産が盛んで、それについて県単位で力を入れているような、そういう場合にそういった産業との結びつきが強いというような傾向がありますが、どうしても埼玉県を含めた関東地域はそこまで中心の産業との結びつきが若干弱い傾向にあるのは確かにその通りでございまして、そういったことも影響しているのではないかという意見もありますが、これが要素の1つであって、それだけということはないと考えております。以上でございます。

東海林委員)

わかりました。ありがとうございました。

佐藤会長)

他にありますか。よろしいですか。はい。ありがとうございます。
それでは本日予定させていただいている議事、報告事項とすべて終わりました。
皆さんご協力いただきありがとうございました。

山中委員)

お知らせなんですけども、今日、家族支援ということを申し上げましたが、今日夜7時半からNHKのクローズアップ現代で、精神障害者家族の抱える問題についてきちっと取り上げてくださるんです。東京都の家族会と埼家連の家族会も協力しておりますので、もしお時間あればぜひ御覧いただきたいと思います。

佐藤会長)

ありがとうございます。
他に何か皆さんの方から情報提供とかありますか。
大丈夫ですか。
皆さんどうもありがとうございました。それでは議事の方が終わりましたので、事務局にお戻します。

石井副課長)

はい。ありがとうございました。
本日の協議会が今期最後の協議会となります。
先ほどお話がありましたが、本日の会議で任期が満了し交代される委員の方が、現在7名いらっしゃいます。
交代される委員を代表いたしまして、佐藤会長様から一言、御挨拶をいただければと思います。
会長よろしく願いいたします。

佐藤会長)

皆さん本当にありがとうございました。
2期にわたって、皆さんとともにやらせていただいてありがとうございます。
途中でバトンタッチをしながらでしたけれど、そういう意味では私は地域福祉が専門なのですが、やっぱり皆さんとの議論の中でもあったように、地域で捉えるときに高齢は出るし子供は出るんだけど障害のある方たちのことはどうしてもなかなかこう繋がりにくい。
そういう意味では先ほど来出ているような、やっぱり地域との中でどう思っているのか、その辺をテーマとしながら関わる自治体のところで進めてきた経緯がありますし、そしてこういった県の方でも、また新しいもので、彩の国いろどりライブラリーという形になりました。そういったものを推進していくというところで、声掛けをいただいて、それらの事業として進めていく、特に合理的配慮の提供義務というところに合わせて、ちょうど私はその前に総務省関東管区で学識として継続して関わっているのですが、総務省の方でも合理的配慮をどのように進めていくか、近畿も関東管区もしていくところで、そうしたところにも関わらせていただいています。障害の部分に少しでもお役に立てるように考えていましたので、ここの中で皆さんの御要望ですとか願望とかを受けて、運営で十分でなかった、至らなかった面は大きいと思いますが、やってきた中で何とか、彩の国いろどりライブラリーという1つの事業がこの計画から生まれまし、今後、協議会でどのように位置付けをしながら継続的に発展させていくか、合理的配慮の義務化で、やはり当事者の方から発信していただくということがこれから大事になってくると思っています。
そういう意味ではいろいろな立場の方たちの参加、他のセクションからの協議会への参加の要望、考えも示していますので、そうしたことがこの7期を踏まえ、8期に繋がっていくよう、ぜひ継続される委員の皆さんには、見守り、また御発言いただきながら、より県の障害福祉の

充実が図られることを願っています。
本当にお世話になりました。
今期で終わられる皆さんも本当にお疲れ様でした。
ありがとうございました。

石井副課長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第3回埼玉県障害者政策推進協議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。

令和7年2月12日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 万谷 葉子

議事録署名委員 下重 美奈子